情報セキュリティポリシー

第 1 条（目的）

本規程は、参天製薬株式会社（以下「当社」という）およびそのグループ企業（以下併せて 「当社グループ」という）の事業活動において、当社グループの基本理念および基本理念に基づく情報セキュリティ基本方針を踏まえ、情報資産を保護しながら活用し、定められた業務プロセスを遂行するための基本となる要件を定めることにより、当社グループの社会的信頼を得つつ、事業活動の向上を図ることを目的とする。

第 2 条（位置付け）

本規程は、情報セキュリティにおける当社グループの規程として、情報資産に係るセキュリティの基本的な考え方や方向性を明らかにし、取り組むべき指針を定める。本規程は、情報セキュリティにおける当社グループの規程として、情報セキュリティ基本方針を実践するための仕組みとしての当社グループの管理体制、責任と権限、および基本的な管理要件などを定めたもので、各情報資産の管理責任を負う者を含む全ての情報取扱者は本規程に従って情報資産のセキュリティ管理を適正に行う。

第 3 条（適用範囲）

本規程は、当社グループの事業活動に関わるすべての情報資産、情報取扱者、組織および事業所を適用範囲とする。

第 4 条（体制）

当社グループは、情報セキュリティの統括業務に関する方針などを決定するため、情報セキュリティ管理チームを設置する。情報資産の点検およびレビューの結果をもとに、情報セキュリティ細則などに定められた内容に従い、情報資産のリスクおよび導入されているセキュリティ対策の有効性を確認し、情報システムが所定のセキュリティレベルに保たれるよう、必要な改善を継続的に行う。

第 5 条（情報の適切な管理）

当社グループの情報をセキュリティ上の脅威（漏洩、改ざん、破棄、紛失、盗難など）から保護するために、自ら管理する情報を把握し、活用を促進することを踏まえながら、情報ごとの価値を機密性の観点から評価し、評価レベルに応じた適切な管理を維持する。

第 6 条（インシデント対応）

当社グループは、情報システムにおけるイベントを記録し、証拠を作成するため、情報セ

キュリティ細則などに定められた対策を行う。また、インシデント発生時には速やかに関係部署へ情報を共有し、対応するために必要な体制を構築する。

第 7 条（教育）

当社グループは情報取扱者に対して、情報セキュリティの重要性および必要性に関する認識を高め、本規程の順守および情報資産の適正な管理・運用を実践させるための教育・研修計画を策定し、教育および研修を行う。また、教育および研修の浸透度および、最新の脅威の動向などを考慮し、セキュリティ意識をより効果的に向上させるためのプログラムを開発・改良を行う。従業員は情報セキュリティの責任を認識し、かつ、その責任を遂行することを確実にするため、情報セキュリティ細則などに定められた対策を行う。

第 8 条（委託先の管理）

当社グループの情報資産を取り扱う業務を外部に委託する場合、情報資産を第三者と共有する場合、または、情報資産を取り扱う外部のクラウドサービスなどを利用する場合、それぞれの契約の責任者は、契約上で順守するべき情報セキュリティ対策を明確にし、セキュリティインシデント時の報告ルール、責任および役割を明確にすること。

第 9 条（リスクの評価と対策の検討）

当社グループは情報資産ごとのリスクを、機密性、完全性および可用性の観点から定期的に評価することをシステム管理者に指示するとともに、その評価結果を記録し、評価結果および受け入れ可能なリスクの水準を考慮して対策を検討する。